

特定建設作業の種類

(1日で完了する下記の作業についても規制対象。)

用途地域内で
1日で終えない作業

用途地域外または
1日で終える作業

騒音に係る

振動に係る

騒音に係る

振動に係る

杭打機を使用する作業 (もんけんを除く)

アースオーガと併用する作業

圧入式杭打機

その他 (パイプロハンマ、ディーゼルハンマ等)

条例 騒1

法 振1

条例 騒1

条例 振1

法 騒1

-

条例 騒1

-

法 騒1

法 振1

条例 騒1

条例 振1

杭抜機を使用する作業

油圧式杭抜機

その他

法 騒1

-

条例 騒1

-

法 騒1

法 振1

条例 騒1

条例 振1

杭打杭抜機を使用する作業

圧入式杭打杭抜機

その他

-

-

-

-

法 騒1

法 振1

条例 騒1

条例 振1

鋸打機を使用する作業

リベッティングハンマ

その他

法 騒2

-

条例 騒2

-

-

-

-

-

削岩機を使用する作業 (1日における作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない)

ブレーカー(手持ち式)、チツパーも含む

ブレーカー(アイオン等)

その他 (レッグドリル、ストーバ、ドリフタ、オーガ等)

法 騒3

-

条例 騒3

-

法 騒3

法 振4

条例 騒3

条例 振4

法 騒3

-

条例 騒3

-

空気圧縮機を使用する作業 (電動機を除き、定格出力15kW以上、削岩機の動力として使用する作業を除く)

法 騒4

-

条例 騒4

-

コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業

コンクリートプラント (混練容量0.45m³以上、モルタル製造用コンクリートプラントを除く)

アスファルトプラント (混練重量200kg以上)

法 騒5

-

条例 騒5

-

法 騒5

-

条例 騒5

-

掘削機械を使用する作業 (低騒音型建設機械として環境大臣が指定するものを除く) ※注2

バックホウを使用する作業 (定格出力80kW以上)

トラクターショベルを使用する作業 (定格出力70kW以上)

ブルドーザーを使用する作業 (定格出力40kW以上)

法 騒6

-

条例 騒6

-

法 騒7

-

条例 騒7

-

法 騒8

-

条例 騒8

-

鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業

-

法 振2

-

条例 振2

舗装版破砕機を使用する作業

-

法 振3

-

条例 振3

規制基準値
騒音 / 振動

85dB / 75dB

規制対象地域

市内全域

作業時刻

午前7時～午後7時 (午前6時～午後10時) ※注1

1日における作業時間

1日10時間 (1日14時間) ※注1

同一場所における連続作業日数

連続6日

作業日

平日
(日曜その他休日以外)

※注1 法で規制される作業のうち2号区域で行う作業について、作業時刻は午前6時～午後10時、作業時間は1日14時間となっている

※注2 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーのうち、環境大臣が指定する低騒音型建設機械は、右記シールのとおり「'97基準値の低騒音指定」を受けているもの

「建設省指定'89の低騒音型指定」については、上記の環境大臣指定を受けていない。

※ 表記のうち、法については騒音規制法と振動規制法の両方を、条例については和歌山県公害防止条例を指し示す。

